



厚生労働省発雇児1120第1号

労働政策審議会

会長

諏訪 康雄 殿

厚生労働省設置法第9条第1項第1号の規定に基づき、別紙1「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則等の一部を改正する省令案要綱」及び別紙2「子の養育又は家族の介護を行い、又は行うこととなる労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針案」について、貴会の意見を求める。

平成21年11月20日

厚生労働大臣 長 妻

